

花粉症対策 初期集中対応パッケージ

令和5年10月11日
花粉症に関する関係閣僚会議決定

I 基本的な考え方

未だ多くの国民を悩ませ続けている花粉症問題の解決に向け、関係省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせて実行していくため、本年4月に「花粉症に関する関係閣僚会議」を設置した。同年5月には、来年の花粉の飛散時期を見据えた施策のみならず、今後10年を視野に入れた施策も含め、花粉症解決のための道筋を示す「花粉症対策の全体像」を明らかにした。

「花粉症の全体像」では、林業の活性化や木材の利用を推進するため、年内に「林業活性化・木材利用推進パッケージ」(仮称)を策定することとしていたところ。来年の花粉の飛散時期が近づく中、「花粉症の全体像」に基づき、「林業活性化・木材利用推進パッケージ」(仮称)で予定していた発生源対策に加え、飛散対策、発症・曝露対策も合わせて、「花粉症の全体像」が想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」として取りまとめるとした。今後、本パッケージに沿って、その着実な実行に取り組む。

II 具体的な施策

1. 発生源対策

国民的な社会問題となっている花粉症を解決するためには、花粉の発生源であるスギ人工林を減らすことが必要である。

このため、スギ人工林の面積を10年後の令和15年度(2033年度)に約2割減少させることを目指して、以下に掲げるスギ人工林の伐採・植替え等の加速化等の対策を集中的に実施する。

(1) スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

本年度中に重点的に伐採・植替え等を実施する区域を設定し、伐採面積を現行の約5万ha/年から10年後には約7万ha/年まで増加させるとともに、花粉の少ない苗木・他樹種への植替え等を進めることにより、スギ人工林の減少スピードを約2倍にすることを目指す。

- ・スギ人工林の伐採・植替えの一貫作業の推進
- ・伐採・植替えに必要な路網整備の推進
- ・意欲ある林業経営体への森林の集約化の促進

(2) スギ材需要の拡大

スギ材を活用した木造建築物の着工面積の増加、住宅分野におけるスギ材製品への転換の促進、大規模・高効率の集成材工場等の整備等を進めることにより、スギ材製品の需要を現行の1,240万m³から10年後に1,710万m³に拡大することを目指す。

- ・建築物での木材利用をしやすくする改正建築基準法の円滑な施行（令和6年4月施行予定）
- ・本年中を目処に、国産材を活用した住宅に係る表示制度を構築
- ・本年中を目処に、住宅生産者の国産材使用状況等を公表
- ・建築物へのスギ材利用の機運の醸成、住宅分野におけるスギ材への転換促進
- ・大規模・高効率の集成材工場、保管施設等の整備支援

(3) 花粉の少ない苗木の生産拡大

花粉の少ない苗木の増産体制の整備を官民連携で短期的かつ集中的に進めることにより、花粉の少ないスギ苗木の生産割合を現行の5割から10年後に9割以上に引き上げることを目指す。

- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構における原種増産施設の整備支援
- ・都道府県における採種園・採穂園の整備支援
- ・民間事業者によるコンテナ苗増産施設の整備支援
- ・スギの未熟種子から花粉の少ない苗木を大量増産する技術開発支援

(4) 林業の生産性向上及び労働力の確保

林業労働力の減少が見込まれる中、意欲ある木材加工業者等による高性能林業機械の導入を促進するとともに、他産業との連携等を進めることにより、10年後も、過去10年と同程度の生産性の向上及び現在と同程度の労働力の確保を図る。

- ・意欲ある木材加工業者、木材加工業者と連携した素材生産者・森林組合に対する高性能林業機械の導入支援
- ・農業・建設業等の他産業、施業適期の異なる他地域や地域おこし協力隊との連携の推進
- ・外国人材の受入れ拡大

2. 飛散対策

関係省庁において以下に掲げる取組を実施し、民間事業者が実施する花粉飛散量の予測精度の向上を支援することで、来年の花粉飛散時期には、より精度が

高く、分かりやすい花粉飛散予測が国民に提供されることを目指すとともに、スギ花粉の飛散防止剤の開発を促進することにより5年後に実用化の目処を立て速やかに実行する。

- ・今秋に実施するスギ雄花花芽調査において、民間事業者へ提供する情報の詳細化に取り組むとともに、12月第4週に調査結果を公表する。
- ・引き続き、航空レーザー計測による森林資源情報の高度化やそのデータの公開を推進するため、モデル3県におけるデータの公開や、航空レーザー計測・解析によるデータの整備を進める。
- ・飛散が本格化する3月上旬には、スーパーコンピューターやAIを活用した、花粉飛散予測に特化した詳細な三次元の気象情報を提供できるよう、大規模データの提供を可能にするクラウド等の整備を進める。
- ・本年中に、花粉飛散量の標準的な表示ランクを設定し、来年の花粉飛散時期には、この表示ランクに基づき国民に情報提供されるよう周知する。
- ・引き続き、スギ花粉の飛散防止剤の開発促進に向け、森林現場における実証試験・環境影響調査を実施する。

3. 発症・曝露対策

花粉症の発症を予防し、症状を緩和させるため、花粉症の治療のための体制整備や適切な情報提供、花粉飛散時期に合わせた花粉症対策製品や予防行動の普及啓発等に取り組む。

- ・本格的な花粉飛散時期の前に、関係学会と連携して診療ガイドラインの改訂に取り組む。
- ・舌下免疫療法治療薬について、まずは2025年からの倍増（25万人分→50万人分）に向け、森林組合等の協力による原料の確保や増産体制の構築等の取組を進める。
- ・本格的な花粉飛散時期の前に、飛散開始に合わせた早めの対症療法の開始が有効であることを周知する。
- ・医療機関において医薬品を処方する場合には、患者の状況等に合わせて医師の判断により、長期処方や令和4年度診療報酬改定で導入されたリフィル処方箋を活用する方法もあるところ、花粉症の治療薬については、前シーズンまでの治療で合う治療薬が分かっているケースや現役世代の通院負担等を踏まえ、これらの活用を積極的に促進する。
- ・本年中を目処に、花粉対策に資する商品に関する認証制度をはじめ、各業界団体と連携した花粉症対策製品の普及啓発を実施する。
- ・引き続き、スギ花粉米の実用化に向け、官民で協働した取組の推進を支援する。

- ・本年中を目処に、花粉への曝露を軽減するための花粉症予防行動について、自治体、関係学会等と連携し、広く周知する。
- ・「健康経営優良法人認定制度」において、評価項目に従業員の花粉曝露対策を追加することを通じ、企業による取組を促進する。